

山口県報

平成23年
8月23日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)……………四
 - 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)……………四
 - 漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)……………五
 - 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正 (漁港漁場整備課)……………五
 - 公有水面の埋立ての免許 (港湾課)……………七
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課)……………九
 - 土地改良区役員届出 (農村整備課)……………一〇
 - 土地改良事業の完了届出 (農村整備課)……………一〇
 - 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………一一



山口県告示第三百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年八月二十三日から同年九月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 武田薬品工業株式会社光工場
所 在 地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	使 用 開 始 年 月 日
四七一ホ (二基)	七五〇〇	平成三三、 九一三	平成二四、 七三二	平成二四、 八一
四七一ホ (二基)	七四〇〇	"	"	"
"	六八〇〇	"	"	"
"	五三〇〇	"	"	"
四七一ホ	一一、四〇〇	"	"	"
"	七九〇〇	"	"	"
"	七〇〇〇	"	"	"
"	五七〇〇	"	"	"
"	五四〇〇	"	"	"
"	五〇〇〇	"	"	"
"	四七〇〇	"	"	"

接 触 ば っ 気 処 理 施 設	機 械 ば っ 気 処 理 施 設		(二 基)	
	処 理 後	処 理 前	処 理 後	処 理 前
"	"	"	八	"
"	"	"	九、七	"
一七八	八八八	一七八	八八八	二五
二〇〇	一、〇〇二	二〇〇	一、〇〇二	四七
二〇	一、〇〇〇	二〇	一、〇〇〇	二〇
四〇	二、五〇〇	四〇	二、五〇〇	三〇
"	"	"	"	"
二三二	三五五	二三二	三五五	"
二八六	四四〇	二八六	四四〇	"
七・七	一一・九	七・七	一一・九	"
九・一	一四・一	九・一	一四・一	"
"	"	"	四五二	"
"	"	"	四八一	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	
七・九	七・五	八・五	七七、八五一
七	二・四	二・八	八八、〇四四
二・六	二・四	一・二七	
三・二	三・二	三・二	

山口県告示第百三十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理理容師資格認定講習会として指定した。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習会の主催者
名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 二 講習会の開催期間
平成二十四年二月十三日（月曜日）から同月二十七日（月曜日）まで
- 三 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料
一万八千円

山口県告示第百三十四号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 講習会の主催者
名 称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目七番二六号
- 二 講習会の開催期間
平成二十四年二月十三日（月曜日）から同月二十七日（月曜日）まで
- 三 講習会の開催場所
山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
- 四 講習会の受講料
一万八千円

山口県告示第三百三十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 油谷町加入区 油谷町北西部加入区 日置町加入区 通加入区
- 長門市加入区

山口県告示第三百三十六号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

二十四 山口県山口南沿岸光漁港海岸室積地区海岸に関する部分を次のように改める。

二十四 (一) 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸光漁港海岸室積地区海岸
(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一の各点を順次結んだ線及び基点一、補助点九の一、八の一、七の一、六の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 光市室積東ノ庄二二五番地の二地先の標^標の位置(北緯三三度五五分五八・一二六秒東経一三一度五八分四三・六六四秒)
- 二 基点一から二八四度三〇分〇〇秒二〇一・〇メートルの点
- 三 基点二から二六二度一五分〇三秒二〇〇・〇メートルの点
- 四 基点三から二四五度五六分四九秒一五二・〇メートルの点
- 五 基点四から二五九度五五分一七秒三三三・〇メートルの点
- 六 基点五から二四九度〇五分四八秒四六・〇メートルの点

- 七 基点六から二二二度四六分二五秒四六七・〇メートルの点
- 八 基点七から二二一度〇七分一九秒四七九・〇メートルの点
- 九 基点八から一四三度五〇分三一秒三八四・〇メートルの点
- 一〇 基点九から一一六度四二分四六秒一四八・〇メートルの点
- 一一 基点一〇から四三度〇四分〇二秒八四・〇メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二〇〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇メートルの点
- 二の一 基点二から一八〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇メートルの点
- 六の一 基点六から一五〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇メートルの点
- 七の一 基点七から一三〇度〇〇分〇〇秒一五〇・〇メートルの点
- 八の一 基点八から九〇度〇〇分〇〇秒一二〇・〇メートルの点
- 九の一 基点九から四〇度〇〇分〇〇秒一〇〇・〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
2 方位は、真方位とする。

二十四の二 山口県山口南沿岸光漁港海岸象鼻ヶ岬地区海岸に関する部分を次のように改める。

二十四の二 (一) 海岸の名称

(一) 山口県山口南沿岸光漁港海岸象鼻ヶ岬地区海岸
(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七の各点を順次結んだ線及び基点一七、補助点一七の二、一〇の二、一〇の一、六の二、六の一、五の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 光市大字室積村字普賢山二六〇一番地の一の標柱の位置(北緯三三度五五分二〇・一一三秒東経一三一度五八分一八・〇七九秒)
- 二 基点一から一一八度〇〇分一八秒五九・〇メートルの点

二十四の三
めろ。
二十四の三

(一) 山口県山口南沿岸光漁港海岸松原地区海岸に関する部分を次のように改めろ。
海岸の名称
山口県山口南沿岸光漁港海岸松原地区海岸

- 三 基点二から六三度五九分〇四秒七七・〇メートルの点
 - 四 基点三から二九度五一分五二秒一六七・〇メートルの点
 - 五 基点四から三五度四三分四六秒三三・〇メートルの点
 - 六 基点五から三四度一六分二八秒九三・〇メートルの点
 - 七 基点六から九度三五分〇八秒一八・〇メートルの点
 - 八 基点七から八五度一七三分三九秒三五・〇メートルの点
 - 九 基点八から一〇五度四七分二二秒三三・〇メートルの点
 - 一〇 基点九から一三三度四三分四五秒四一・〇メートルの点
 - 一一 基点一〇から一七五度一八分三一秒二三・〇メートルの点
 - 一二 基点一一から二〇七度三二分四一秒三六・〇メートルの点
 - 一三 基点一二から二〇四度一六分三一秒九二・〇メートルの点
 - 一四 基点一三から二〇八度二六分二七秒八九・〇メートルの点
 - 一五 基点一四から二四度一〇分四八秒八四・〇メートルの点
 - 一六 基点一五から二〇一度二八分五八秒七一・〇メートルの点
 - 一七 基点一六から一八五度二三分三〇秒四五・〇メートルの点
- 補助点
- 五の一 基点五から二七〇度〇〇分〇〇秒九〇・〇メートルの点
 - 六の一 基点六から二七〇度〇〇分〇〇秒六〇・〇メートルの点
 - 六の二 基点六から〇度〇〇分〇〇秒六〇・〇メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から〇度〇〇分〇〇秒八〇・〇メートルの点
 - 一〇の二 基点一〇から九〇度〇〇分〇〇秒八〇・〇メートルの点
 - 一七の一 基点一七から一〇〇度〇〇分〇〇秒一〇・〇メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

(二) 指定区域

- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六の各点を順次結んだ線及び基点三六、補助点三六の一、三四の一、三三の一、二八の一、二七の一、二六の一、二五の一、二四の一、二三の一、二二の一、二一の一、一九の一、一五の一、一二の一、一一の一、八の一、七の一、五の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 基点

- 一 光市室積六丁目四〇一五番地の二地先の標^{びょう}旗^{かぎ}の位置(北緯三三度五五分四〇・二六九秒東経一三一度五七分五二・八一二秒)
- 二 基点一から八八度五〇分三二秒一〇七・〇メートルの点
- 三 基点二から三六度三二分〇六秒九三・〇メートルの点
- 四 基点三から七六度五〇分四一秒六八・〇メートルの点
- 五 基点四から八四度五五分三秒一八六・〇メートルの点
- 六 基点五から二〇度一二分〇五秒七九・〇メートルの点
- 七 基点六から七度四八分三三秒五〇・〇メートルの点
- 八 基点七から三五度三三分三秒一七五・〇メートルの点
- 九 基点八から三五〇度四分〇三秒九六・五メートルの点
- 一〇 基点九から八三度四分四九秒五八・四メートルの点
- 一一 基点一〇から三四八度四分〇四秒五三・〇メートルの点
- 一二 基点一一から三四三度一八分五九秒八二・五メートルの点
- 一三 基点一二から三四一度〇二分二八秒二〇・一メートルの点
- 一四 基点一三から三四五度四分〇八秒四六・九メートルの点
- 一五 基点一四から三四八度五八分一〇秒六五・四メートルの点
- 一六 基点一五から三三八度五八分二〇秒七八・七メートルの点
- 一七 基点一六から三四三度〇六分〇三秒五六・〇メートルの点
- 一八 基点一七から三四七度三一分二八秒九一・六メートルの点
- 一九 基点一八から一六度三二分四八秒一六・三メートルの点
- 二〇 基点一九から三三五度三三分五九秒一二三・二メートルの点
- 二一 基点二〇から三三八度四分〇一秒三〇・一メートルの点
- 二二 基点二一から三四五度〇〇分〇〇秒三九・二メートルの点

- 二三 基点二から三五度四分二七秒三六三・八メートルの点
- 二四 基点三から三九度五七分三〇秒二〇一・〇メートルの点
- 二五 基点四から三五度四五分五三秒三八・〇メートルの点
- 二六 基点五から三一七度〇五分五三秒九三・〇メートルの点
- 二七 基点六から三一七度二三分二八秒二〇五・〇メートルの点
- 二八 基点七から三一七度一九分四七秒一八〇・〇メートルの点
- 二九 基点八から二九八度三四分〇二秒一五・七メートルの点
- 三〇 基点九から二三度〇〇分四九秒一一・八メートルの点
- 三一 基点一〇から二九四度二五分〇四秒一一四・一メートルの点
- 三二 基点一一から二〇二度五六分五五秒二・二メートルの点
- 三三 基点一二から二九七度三九分五二秒二四〇・三メートルの点
- 三四 基点一三から一九四度五六分二九秒一五一・〇メートルの点
- 三五 基点一四から二八八度一九分三三秒一三三・〇メートルの点
- 三六 基点一五から二〇〇度五九分五三秒一二・〇メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から〇度〇〇分〇〇秒五〇・〇メートルの点
- 三の一 基点三から三五二度〇〇分〇〇秒八五・〇メートルの点
- 五の一 基点五から二九六度〇〇分〇〇秒一四〇・〇メートルの点
- 七の一 基点七から二七〇度〇〇分一一秒一四〇・〇メートルの点
- 八の一 基点八から二七〇度〇〇分〇六秒一四〇・〇メートルの点
- 一一の一 基点一一から二六六度五七分〇九秒一九五・二メートルの点
- 一二の二 基点一二から二七九度五七分二三秒一七七・四メートルの点
- 一五の二 基点一五から二五〇度二四分一一秒二五九・一メートルの点
- 一九の二 基点一九から二五〇度二六分二四秒一七八・六メートルの点
- 二二の二 基点二二から二四五度〇〇分〇〇秒八四・二メートルの点
- 二二の二 基点二二から二四五度〇〇分〇〇秒二一八・五メートルの点
- 二三の二 基点二三から二五五度〇〇分二〇秒九〇・〇メートルの点
- 二四の二 基点二四から二五五度〇〇分二〇秒九〇・〇メートルの点
- 二五の二 基点二五から二五四度五九分四六秒八〇・〇メートルの点

山口県告示第三百三十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字長島字御客屋村四九〇四から同大字瀬戸六一七の一八に沿接する道路に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点と12の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位（D. L. + 三・〇八メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十六年四月二十日付け指令港湾第六八五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 三・二七メートル）、13の地点と14の地点を結ぶ昭和四十三年八月二十日付け指令港湾第一三〇号でしゅん功認可された埋立地（以下「昭和四十二年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D. L. + 三・二七メートル）、14の地点と15の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、15の地点と16の地点を結ぶ昭和四十三年埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 三・二七

- 二六の二 基点二六から二四度五九分五五秒八〇・〇メートルの点
 - 二七の二 基点二七から二四度五九分五八秒八〇・〇メートルの点
 - 二八の二 基点二八から一八六度三二分五三秒九六・九メートルの点
 - 三二の二 基点三二から一八一度一五分一八秒一七七・八メートルの点
 - 三四の二 基点三四から一七〇度〇〇分一一秒七五・〇メートルの点
 - 三六の二 基点三六から一七〇度〇〇分〇〇秒九五・〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

メートル)及び1の地点と16の地点を結ぶ満潮位における公有水面と上関漁港東防波堤との境界線に囲まれた区域

1の地点 熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点(北緯三三度五〇分〇二・九六八秒東経一三三度〇五分三六・六三七秒)(以下「基準点」という。)

- 2の地点 1の地点から九九度二六分四〇秒五・〇六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八九度二六分四〇秒二・六二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九九度二六分四〇秒六三・三三メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九度二六分四〇秒二・六二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九九度二六分四〇秒〇・五一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八二度二六分〇〇秒一五・二二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一七二度五九分四五秒一・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から八二度二五分五二秒四・一〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三五二度二五分五二秒一・〇〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から八二度二五分五二秒一・八三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二一〇度〇一分三一秒九・八三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六三度一〇分〇一秒三五・四四メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二七五度二分三六秒一三・七六メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二七五度二八分四九秒一・九八メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二九一度四七分五〇秒二八・五五メートルの地点

(三) 面積

八六〇・三〇平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字長島字御客屋村六〇四の五、六〇四の六及び四九〇四、同大字瀬戸六一七の二及び六一七の一五から六一七の一八まで、同大字字御客屋村四九〇四に沿接する道路、同大字字瀬戸六一七の一八に沿接する道路並びに同大字字中町四九〇三に沿接する堤地内並びに同字四九〇三に沿接する堤から同大字字瀬戸六一七の一五に至る土地の地先

(二) 区域

次の①の地点から㉘の地点までを順次結んだ線及び①の地点と㉘の地点を結んだ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から一〇〇度三七分五八秒一、七七九・七一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二八六度二分二五秒二・七一メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から三一一度五一分四〇秒一・〇四メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二九一度〇一分一八秒三・八八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二九二度〇七分五三秒四・二九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二九一度二四分一八秒九・九六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二九〇度四分四一秒一九・九三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から八度三七分四一秒七六・一三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から四四度二九分四六秒三・九四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三二度四分四九秒七・六九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一三六度三二分一四秒四〇・二二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一七度四分五六秒八六・〇七メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から八三度一六分五六秒八・三八メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一六四度一八分一五秒四三・八一メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から二四八度五九分四五秒六・二九メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二五〇度四分三六秒一〇・一六メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二五三度五六分一五秒一〇・二二メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から二五九度二七分一八秒九・七五メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から二六三度三七分〇九秒一〇・四三メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から二六九度四分一一秒九・九九メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二七三度三四分〇一秒七・三〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二七六度三二分五五秒一〇・六八メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二八一度一三分二〇秒一二・三〇メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から二八八度四分三六秒九・八一メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から二九二度二分一八秒一六・〇六メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から二九二度〇三分三六秒三・八三メートルの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から二九三度一八分五四秒九・一二メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から二〇度四六分二七秒八・四五メートルの地点

(二) 面積

九、四四二・四六平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地

上関町

上関町長 柏原 重海

五 免許の年月日
平成二十三年八月五日



(二六三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十三年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク塩浜店

所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 菊池 信博 代表者の氏名

株式会社サンリブ

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩切 陽親	菊池 信博
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンリブ	株式会社サンリブ

四 届出年月日

平成二十三年八月五日

五 変更年月日

平成二十三年六月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク迫町店

所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 菊池 信博 代表者の氏名

株式会社サンリブ

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩切 陽親	菊池 信博
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンリブ	株式会社サンリブ

四 届出年月日

平成二十三年八月五日

五 変更年月日

平成二十三年六月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 サンデン交通株式会社 住所 下関市羽山町三番三三〇 林 孝介 代表者の氏名

サンデン交通株式会社

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岩切 陽親	菊池 信博
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社サンリブ	株式会社サンリブ

四 届出年月日
平成二十三年八月五日

五 変更年月日
平成二十三年六月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 カラトピア
所在地 下関市唐戸町四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
唐戸開発株式会社 下関市唐戸町四番一号 高田 昌幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩切 陽親	菊池 信博

四 届出年月日
平成二十三年八月五日

五 変更年月日
平成二十三年六月十三日

(二六四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十三年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十三年八月二十三日
山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンリブ下松

所在地 下松市南花岡六丁目八番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社サンリブ 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 菊池 信博

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岩切 陽親	菊池 信博

四 届出年月日
平成二十三年八月五日

五 変更年月日
平成二十三年六月十三日

(二六五) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。
平成二十三年八月二十三日
山口県知事 二井 関 成

就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
周東千束土地改良区	監 事	村本 利勝	岩国市周東町下久原八三

(二六六) 土地改良事業の工事の完了の届出
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
萩市	木間地区 かんがい排水	平成二〇、一二、二二	平成二二、三、二六
〃	木間地区 農道の整備	〃 二六	平成二三、〃 二四

(二六七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年八月二十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
宇部市大字東須恵字下丸河内及び山陽小野田市大字丸河内字鐘突免
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇部市大字東須恵二二七二番地
寺井 健一

平成二十三年八月二十三日印刷

発行人所

山口県知事庁